

岐阜県肝がん・重度肝硬変治療認定協議会設置要綱

(目的)

第1条 岐阜県肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の適正かつ円滑な実施を図ることを目的に、岐阜県肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業実施要綱第6の(1)の規定に基づき、岐阜県肝がん・重度肝硬変治療認定協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(委員)

第2条 委員は、次の機関等に所属する医師のうちから構成する。

- (1) 肝疾患診療連携拠点病院
- (2) 一般社団法人岐阜県病院協会
- (3) 肝疾患専門医療機関
- (4) 一般社団法人岐阜県医師会

2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第3条 協議会に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により選出する。
- 3 会長は、会議の進行を行う。
- 4 副会長は、委員のうちから会長が指名する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(開催)

第4条 協議会は、感染症対策推進課長が招集する。

- 2 協議会は原則として毎月1回開催する。

(所掌事務)

第5条 協議会は、次の事項を協議するものとする。

- (1) 岐阜県肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業参加者証交付対象者の認定の適否に関する事項
- (2) その他知事が必要と認める事項

(秘密の保持)

第6条 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、感染症対策推進課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附則

- 1 この要綱は、平成30年12月1日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、令和2年7月15日から施行する。